

川西市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 3 1 号

川西市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則

川西市宅地造成等規制法施行細則（平成 1 1 年川西市規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 6 号」の次に「。以下「政令」という。」を加え、「及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 3 7 年建設省令第 3 号。以下「省令」という。）」を「、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 3 7 年建設省令第 3 号。以下「省令」という。）及び宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内における宅地造成等工事の規制等に関する規則（昭和 3 7 年兵庫県規則第 4 0 号。以下「県規則」という。）」に改める。

第 2 条から第 5 条までを次のように改める。

（許可申請書の添付書類）

第 2 条 省令第 7 条第 1 項第 1 2 号に規定する規則で定める書類は、県規則第 3 条第 1 項各号に掲げる書類のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 土地が他人の所有に係る場合にあっては、当該土地所有者の承諾書（様式第 1 号）
- (2) 令第 2 1 条の措置を講ずる工事又は県規則第 5 条第 3 項の盛土をする工事について、工事監理者が資格を有するものであることを証する書類
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 省令第 7 条第 2 項第 1 0 号に規定する規則で定める書類は、県規則第 3 条第 2 項各号に掲げる書類のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 土地が他人の所有に係る場合にあっては、当該土地所有者の承諾書
- (2) 令第 2 1 条の措置を講ずる工事又は県規則第 5 条第 3 項の盛土をする工事について、工事監理者が資格を有するものであることを証する書類
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 法第 1 6 条第 1 項の変更許可を受けようとする者は、県規則第 3 条第 1 項各号及び第

2項各号に掲げる書類のうち工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもののほか、市長が必要と認める図書を市長に提出するものとする。

(協議の申出の添付書類)

第3条 法第15条第1項の規定により協議の申出をしようとする者は、県規則第8条第1項及び第3項に規定する書類のほか、市長が必要と認める図書を市長に提出するものとする。

(工事計画の変更の添付書類)

第4条 工事主は、法第16条第2項の届出をする場合においては、県規則第9条第1項に規定する書類のほか、市長が必要と認める図書を市長に提出するものとする。

(届出の添付書類)

第5条 法第12条第1項本文の許可（法第15条の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む。）を受けた者は、当該許可に係る工事を中止しようとするときは、県規則第9条第2項に規定する書類のほか、市長が必要と認める図書を市長に提出するものとする。

2 前項の届出をした者は、当該中止した工事を再開しようとするときは、県規則第9条第3項に規定する書類のほか、市長が必要と認める図書を市長に提出するものとする。

3 法第12条第1項本文の許可（法第15条の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む。）を受けた者は、当該許可に係る工事を廃止しようとするときは、県規則第9条第4項に規定する書類のほか、市長が必要と認める図書を市長に提出するものとする。

4 法第21条第1項の規定による届出をしようとする者は、省令第52条第1項に規定する書類のほか、市長が必要と認める図書を市長に提出するものとする。

5 法第21条第3項の規定による届出をしようとする者は、省令第55条に規定する届出書のほか、市長が必要と認める図書を市長に提出するものとする。

6 法第21条第4項の規定による届出をしようとする者は、省令第56条に規定する届出書のほか、市長が必要と認める図書を市長に提出するものとする。

第9条を削り、第10条を第16条とする。

第8条中「法、省令」を「法、政令、省令、県規則」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(法第12条第1項本文又は法第16条第1項の許可を要しないことの証明)

第15条 省令第88条の規定による証明書の交付を受けようとする者は、県規則第10

条に規定する書類のほか、市長が必要と認める図書を市長に提出するものとする。

第7条を削る。

第6条第1項中「支障がなく、かつ、やむを得ない」を「支障がない」に改め、同条第2項中「第3条第2項」を「法第15条第1項」に、「市長が同意した」を「許可があつたものとみなした」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の2条を加える。

(公告の方法)

第12条 法第20条第5項(法第23条第3項において準用する場合を含む。)に規定する公告は、川西市公告式条例(昭和31年川西市条例第1号)によってこれを行うほか、公告の日後10日間当該宅地の付近の見やすい場所に掲示するものとする。

2 前項に規定する公告には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 災害防止措置を行う場所
- (2) 災害防止措置の内容
- (3) 災害防止措置に要する概算の経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(標識の掲示)

第13条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第49条の規定により工事主が掲げる標識は、当該工事の着手の日から完了の日まで掲示しなければならない。

第5条の次に次の5条を加える。

(完了検査の添付書類)

第6条 法第17条第1項の検査を申請しようとする者は、県規則第3条第5項に規定する書類のほか、市長が必要と認める図書を市長に提出するものとする。

(完了確認の添付書類)

第7条 法第17条第4項の確認を申請しようとする者は、省令第43条に規定する申請書のほか、市長が必要と認める図書を市長に提出するものとする。

(中間検査)

第8条 法第18条第1項の検査を申請しようとする者は、県規則第3条第6項に規定する書類のほか、市長が必要と認める図書を市長に提出するものとする。

2 法第18条第1項の検査は現地において行うことを原則とする。ただし、工事主と協議の上、市長が適当と認めるときは、当該検査をオンライン(インターネット等を通じて、現地の映像及び音声の送受信等を相互に行う方法をいう。以下同じ。)により実施することができる。

(段階確認)

第9条 工事許可通知書に指示事項として付された工事について、段階確認を実施する次に掲げる工程を完了したときは、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の段階確認申出書（様式第2号）を提出しなければならない。

- (1) 床付確認
- (2) 配筋確認
- (3) その他市長が必要と認める確認

2 前項の段階確認は現地で行うことを原則とする。ただし、工事主と協議の上、市長が適当と認めるときは、オンラインにより実施することができる。

(定期報告の添付書類)

第10条 法第19条第1項の報告をしようとする者は、省令第50条に規定する書類のほか、市長が必要と認める図書を市長に提出するものとする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（別紙1）

様式第1号の2を削り、様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号（別紙2）

様式第2号の1から様式第7号までを削る。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

承 諾 書

令和 年 月 日

使用 者

様

土地所有者
住 所

氏 名

電 話

実印

今般、あなたが、私の所有する土地を下記のとおり使用されることを承諾いたします。

記

1 使用土地の範囲	川西市
2 使用の内容	
3 使用の期間	
4 その他	

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の段階確認申出書

川 西 市 長 あて

工 事 主 住 所
氏 名
電 話代 理 者 氏 名
電 話工事施行者 氏 名
電 話

以下の工事について段階確認を申し出ます。

許可番号・年月日	川開指令第11ー 号 () 令和 年 月 日
工事を行っている土地の所在地及び地番	川西市

※ 段階確認項目

確認工種	確認日	確認結果	意見欄			
		合・否				
決 裁 欄	課 長	課長補佐	副主幹	主査	係	担当
確認工種	確認日	確認結果	意見欄			
		合・否				
決 裁 欄	課 長	課長補佐	副主幹	主査	係	担当
確認工種	確認日	確認結果	意見欄			
		合・否				
決 裁 欄	課 長	課長補佐	副主幹	主査	係	担当
確認工種	確認日	確認結果	意見欄			
		合・否				
決 裁 欄	課 長	課長補佐	副主幹	主査	係	担当
確認工種	確認日	確認結果	意見欄			
		合・否				
決 裁 欄	課 長	課長補佐	副主幹	主査	係	担当

注 ※印の欄には、記入しないでください。